

SHIBUYA PLEASURE PLEASURE 使用規定

【A】申し込みと手続きについて

- ① 催事のご予約申込みは、ご使用希望日から数えて1年前の1日から受付を開始致します。但し、1日が土曜・日曜・祝祭日・休館日の場合は、その翌日からとさせていただきます。お申込み受付時間は、全日11:00～20:00迄とさせていただきます。（ホール特定休館日を除く）
- ② ご予約申込みの際には、必ず催事内容と使用目的をお申出下さい。また、催事内容によっては、企画書等必要書類を提出していただく場合がございます。尚、催事の目的・内容によっては、ご使用をお断りする場合がございます。催事内容・目的等に変更が出た場合は、すみやかにホール運営責任者にご連絡下さい。
- ③ ご予約いただいたスケジュールは、原則受付日より2週間確保致します。期間内にご使用か否かをご決定下さい。
- ④ ご使用が確定されましたら、SHIBUYA PLEASURE PLEASURE（以下：ホール）指定の利用申込書に必要事項（使用希望日、催事の目的、内容、社名、担当者名等）を記入し、社印と担当者印を捺印の上、お申込み下さい。
- ⑤ 利用申込書の受領後、請求書をお送り致しますので、指定期日までにホール指定口座へ、予約金（基本使用料の50%）をお振込下さい。尚、初回ご使用の場合は、事前に基本使用料全額一括にてお振込み下さい。ご利用の確定は、お電話・メールでのやり取りをもって決定とさせていただきます。基本使用料の残金につきましては、公演日の1ヶ月前までにホール指定口座へお振込み下さい。ご連絡がなくお振込も確認できない場合、予約を取り消させて頂く場合がありますので、ご了承下さい。
- ⑥ 時間外延長料、付帯設備使用料等につきましては、催事終了後、請求書をお送り致しますので、指定期日までにホール指定口座へお振込下さい。当日現金精算も可能です。
- ⑦ 同一の催事での使用は、原則的に最長で連続1週間と致します。

【B】ご利用確定後のキャンセル（中止・延期）について

180日を切ったキャンセルにつきましては、基本使用料100%をご請求させていただきます。また、延期の場合、キャンセル費のご請求は致しませんが、180日以内での実施を限度と致します。

【C】使用前の打ち合わせ

公演内容が確定されましたら、公演概要書をお送り下さい。ご使用日の2週間前までには、公演概要書をご提出の上、公演内容・スケジュール・物販の有無・搬入出・設営・撤去・消防等について、ホール運営責任者・各技術責任者と詳細に打合せを行って下さい。尚、ホール内におけるCD・物品の販売等に関しては、ホール運営責任者の指示に従って下さい。

【D】関係官公庁等への届出等

- ① 会場使用打合せ後、下記の文書を作成し、ホール確認印を押印後、所定の官公庁、ホール運営責任者や団体へご提出下さい。

禁止行為解除願

SHIBUYA PLEASURE PLEASURE 事務局 TEL:03-5459-5050（15日前まで）

* 万一、届出不備による事故・不測の事態が発生した場合における、一切の損害賠償は、全額ご請求致します。また、届出不備により開催不能の場合、使用料金の返金は致しませんので、ご了承下さい。

◆ 特殊な催事、あるいは入場者の安全をはかるため必要と思われる場合は、最寄りの警察署へ事前に内容を連絡し、

協力を依頼するようお願い致します。

* 渋谷警察署 TEL：03-3498-0110（代表）交通規制課宛て

音楽著作権申請

主催者側で申請をお願い致します。

* 日本音楽著作権協会(JASRAC) 東京イベント・コンサート支部 03-5321-9881

* 上記文書を提出後、音楽著作権申請はコピーを1部、ホール運営責任者に提出して下さい。

【E】使用時間・料金

① 会場の基本使用時間は、11:00～23:00迄とさせていただきます。

* 使用時間には、準備、機材の搬入出、入場者の退場、撤去等一切の時間を含まず。

* 使用時間延長を希望される場合は、事前にご相談下さい。

* 催事の内容によっては、使用時間延長をお断りする場合がありますので、ご了承下さい。

* 時間が原則の範囲を超えて深夜・早朝に及んだ場合、会場スタッフの交通費・宿泊費は、実費にて別途請求をさせていただきます。

② 会場使用料ほか各施設等の使用料金は、料金表の通りです。

* 使用時間延長の場合は、料金表に定める時間外延長料金をお支払いいただきます。

* 公演当日の入場時、ご来場者（チケット購入者 及び 関係ご招待者）より、1DRINK 代 ¥600 をいただきます旨、予めご了承下さい。公演告知物（チケット・HP・チラシ）等には、お手数ですが、明記お願い致します。

* スモークご使用の場合、ホール照明管理会社との直接受発注となり、公演当日現金精算になります。

【F】その他の注意事項

① ご使用者（申込者の他、催事の関係者を含みます。以下同じとします）は、以下の事項を遵守して下さい。

* ステージ上部において、スプリンクラーヘッドの感知・散水の障害となるような音響反射板・すのこ等の面を構成するものを設置しない事。また、キャットウォーク上部に可燃性のものを設置しない事。

* スモークマシンをご使用の際は、ホール常設のスモークマシンを使用する事。

* 会場付帯設備使用後は、現状復帰をする事

* ホールと事前に確認をした PASS を会場に出入りする関係者全員がする事。

* ご使用期間中、責任者は必ず会場に常駐する事。

* 予め非常口・避難扉等を確認し、非常事態に備える事。

* ホール所定の場所以外において、物販販売やポスター等の掲示をしない事。（所定場所についてはホール運営スタッフへお尋ね下さい）

* 館内は全面禁煙です。

* 渋谷プライムのビル敷地内、もしくはホールにおいて、犬などのペットを連れ込まない事。

* ホールが定めた定員を守る事。

* 会場使用の権利の譲渡・転貸をしない事。

② ご使用者は、自己責任と負担において、以下の事項を行って下さい。

* 機材・装置・道具類の搬入・搬出。

* ケイタリングを含む控室の管理（控室付帯備品使用可）・当日券の販売・物販・人員整理・誘導・会場の警備整理・盗難・事故防止等の催事の運営に関わる主催者が行う全ての事項。

（会場側で入場者の受付〈関係者受付は除く〉・ドリンク販売・チラシ等の折込み/配布は行います。）

③ ホール 及び 渋谷プライムビルの敷地内における、人身事故、及び盗難・破損事故に関して、ホールは一切の責

任を負いません。これらの事故により発生した人的・物的破損に対する賠償責任は、ご使用者側で負担していただきます。

④ ご使用期間中、会場・その他の建物・音響機器・舞台装置・付帯設備・備品等を破損、又は紛失した場合は実費をご請求致します。

⑤ 渋谷プライムビル内の他店舗やビル管理者、またホールに隣接するビル管理者から注意・指示を受けた場合、すみやかにホール運営責任者に報告、相談して下さい。

⑥ 天災、不可抗力、災害、その他 危機的状況等、ご使用者の判断により、会場の使用が不可能になった場合（中止・延期）におきましても、使用料金は発生致します。 【B】参照

⑦ 万一、救急車を手配する場合は、ホール運営責任者にもご連絡下さい。

⑧ 万一、地震等不測の事態発生により避難が必要な場合は、ホールスタッフが誘導致しますので、指示に従って避難して下さい。尚、ホールは耐震構造になっております。

【G】使用の取消し

以下の事項に該当する場合は、会場のご使用を取り消す場合がございます。

① 申込書の記載に虚偽の記載があった場合。

② この使用規程に違反した場合、あるいは違反する恐れがある客観的な状況が判明した場合。

以上

（2020年2月1日 現在）



〒 150-0043

東京都渋谷区道玄坂2丁目29番5号 渋谷プライム6F

03-5459-5050